

著作権法改正で「授業目的公衆送信補償金制度」が決定。 補償金を分配する「教育利用写真アーカイブ」がスタート!

2018年の著作権法改正で学校などでの「教育目的で著作物を無償利用できる範囲」がデジタル機器を使用する公衆送信まで拡大された。そして、この改正による著作権者への影響を補充する目的で「授業目的公衆送信補償金制度」が新設された。日本写真著作権協会 (JPCA) は、この補償金の制度に対応するために「教育利用写真アーカイブ」を準備中。瀬尾太一 JPCA 常務理事にシステムの概要を取材した。(著作権委員会)

Q. 教育利用写真アーカイブとは、どのようなものですか？

著作権法には、写真を教育目的で使用する場合には著作権が制限されるというルールがあります。「公表された著作物(写真)を学校の授業などで使用する場合には、必要と認められる範囲内で教師や生徒などが無償で利用できる(著作権法 35 条)」とされています。

今までも教育目的の写真の使用は無償とされていたのですが、2018年5月の著作権法改正でデジタルデータの公衆送信も可能になりました。この権利制限の拡張部分に対して著作権者に補償金(授業目的公衆送信補償金)が支払われることが決まり、「授業目的公衆送信補償金制度」がスタートします。しかし、教育目的での写真使用は雑誌や書籍、インターネットなどからの利用が多いため、写真の使用履歴を把握できず個々の写真家に公正に補償金を支払うことが難しい状態にあります。

そこで、教育現場で使う写真を無料でダウンロードできる「教育利用写真アーカイブ」を作ることになりました。写真家が登録した写真を教育関係者が無料でダウンロードできる仕組みです。著作権法で認められた教育目的の使用に該当するため料金は支払われませんが、ダウンロード履歴に応じて写真家に補償金が分配されます。これは著作権法上、無償で使うことが許された使用なので、写真マーケットへの影響はありません。

Q. 補償金とはどのようなものですか？

2018年5月の著作権法改正で新しく作られた制度です。以前から教育目的の場合、著作物は自由・無償で使われていたのですが、デジタルデータの使用(公衆送信)に制限がありました。今回の改正で公衆送信での使用も可能になり、授業で生徒のPCやタブレットにデジタルデータを送信できるようになりました。これに合わせて、授業目的公衆送信補償金制度が始まります。

著作権の権利制限が拡大することに対して、補償金を設定して権利者への影響を補充しようとする意図があります。補償金は写真を利用する教育機関の設置者(公立小中学校であれば教育委員会)が文化庁長官から指定された団体である SARTRAS (授業目的公衆送信補

償金等管理協会)に支払います。SARTRASは独自の調査に基づいて著作物の分野ごとの権利者団体(写真はJPCA)を通じて補償金を分配します。

Q. システムを教えてください。

写真家が「教育利用写真アーカイブ」に写真をアップロードし、教育関係者はIDとパスワードでログインのうえ、ダウンロードして使用します。「教育利用写真アーカイブ」から一元的に写真がダウンロードされることによって、JPCAは写真の使用履歴を把握し、使用点数に応じた補償金を分配します。補償金はSARTRASの調査資料とアーカイブの使用履歴をもとに計算されます。写真の使用者は小・中・高・大学・高専や専門学校・各種学校など、非営利の教育期間に限られ、参考書や問題集、塾やカルチャーセンターなどの商業利用は含みません。また、写真の使用者にはアーカイブの規約への同意が求められ、その範囲内での使用が許諾されます。このアーカイブは公衆送信補償金制度に対応したものでPCやタブレット、電子黒板などで使うデジタルデータでの使用が対象となります。

Q. 学校教育が変わるのですか？

近年のAI(人工知能)の進歩には目を見張るものがあります。人間の仕事がAIにとって代わられる事例が多く出現しており、教育行政ではAI時代に対応した教育の改善が急務とされています。そのため、学校教育は記憶を中心とした詰め込み型から好奇心をもって考え、論理的な思考を訓練するアクティブラーニング(双方向授業)へと移行します。

文部科学省は来年度から実施される新指導要領のなかで「ICT教育の推進」を掲げています。ICT教育とはインターネット・コミュニケーション・テクノロジーの略語で「身近なコンテンツを使って新しいものを作り出す」ことを意味します。PCやタブレットなどのデジタル機器を使って授業を進めることが増えるので、たくさんのコンテンツ(著作物)が必要になります。昨年の著作権法の改正は、この教育現場での変化に対応するためのものなのです。

Q. どのような写真が必要とされるのですか？

教育目的の写真というと動植物や歴史的建造物、仕事の紹介といったイメージが強いでしょ。しかし、ICT教育では写真の用途や使用量が飛躍的に増えることが予想されます。児童や生徒が自分で加工や編集をすることも考えられます。今まで教育用途として想定されなかった日常のシーンや家族、手のアップなどのイメージ的なカットまで、幅広いジャンルの写真が必要とされます。

また写真の肖像権や著作権、個人情報などについては、被写体への許諾や許可などの処理を済ませた上で応募していただきます。権利関係がクリアされていることが必要です。写真保存センターに収蔵されている歴史資料や文化財などの写真も公開する予定です。

募集写真の条件は以下のようになりますが、詳細については試行錯誤しながら検討してゆきます。

- サイズ：長編 1000px 72dpi
- ファイル形式：JPG、または PNG
- カラーモード：RGB、またはグレースケール
- 撮影情報：撮影場所、撮影日時、キャプションなど
- 応募者が著作権を保持し、許諾を出せること
- 肖像プライバシー権、肖像パブリシティ権などの許諾や許可が必要な場合は写真家によって権利処理済みであること
- 過去に公表された写真も応募可能

Q. 補償金の分配以外の目的はありますか？

補償金の支払いは「教育利用写真アーカイブ」を実施する大きな目的です。著作権法に補償金の支払いが明記されたのですから、補償金をしっかりと写真家（著作権者）に届ける必要があります。しかし、目的はそれだけではありません。

まず、学校教育の場で子供達に、よい写真に触れて欲しいということ。現在のように写真の著作権が他の分野の著作物と同等に認められるためには長い時間と多くの苦勞がありました。しかし、写真がデジタル化されて簡単に撮影できるようになった現在、1枚の写真の価値が軽んじられる傾向にあります。写真家がきちんと撮影した写真を学校教育の場で子供達に見せることは、文化としての写真の地位をさらに上昇させてゆくためにも大切なことだと考えます。

また、子供達に「写真をWEBから拾ってくる習慣」をつけさせたくない、という意図もあります。著作権法では教育目的であれば公表された著作物は自由に使用できます。WEBの写真を使ってもよいし、スマートフォンでの複写も可能。しかし、これは教育用途に限って許された特例であり、他の目的で

えば著作権の侵害になります。学校の授業で他人の著作物を自由にコピーして使用する習慣をつけた子供たちが、社会に出ても同じことをしてしまうのではないかと？学校の授業で使う写真は専用のアーカイブからダウンロードするという習慣を作ることで、学校での著作物の使用は特別ルールだということ子供達に認識して欲しいと考えます。

Q. 写真の価格が下がるといった危険はありませんか？

「教育利用写真アーカイブ」の写真の使用は著作権法で無償使用できると定められている範囲に限られているので心配はいりません。写真の使用者は規約（契約）を承認した上でIDとパスワードでログインし、ダウンロードします。また、デジタルでの使用が目的なので、小さなデータサイズ（長辺 1000px）に設定しています。

目的外使用などのトラブルに対してはJPCA内に対応窓口を設置する予定です。

Q. 誰でも参加できるのですか？

写真の登録は日本写真家協会など、JPCAに加盟する正会員団体（12団体）に所属する写真家に限ります。これらの写真家には著作権者ID（JPSホームページの会員情報のページで確認できます）が付与されており、登録にはこのIDが必要です。アップロードしていただいた写真は、選考委員が目的に合うものを選考した上で公開します。

Q. この制度はいつごろ始まるのですか？

現在準備中で、2019年の10～12月に第1回目の写真募集を行いました。2020年に2回目の募集を予定しており、それ以降も随時募集を行います。募集日時が決定したらパンフレットなどでお知らせします。

改正された著作権法には「公布後3年以内に施行」と明記されています。そのため、システムは2021年5月までにスタートし、2022年から補償金の分配を始める予定です。2020年代半ばまでにはデータベースとして機能できるように整備することが目標です。

著作物のデジタル化によって写真の著作権をとりまく環境は大きく変化しています。そして「教育利用写真アーカイブ」は写真の分野が他の著作権分野に先駆けて取り組んでいる新しい試みでもあります。皆さんの積極的なご参加をお待ちしています。

（文責：著作権委員・吉川信之）